

## 誓 約 書

平成 年 月 日

大阪市水道局長

住 所  
 申請者 氏名 印  
 (所有者) 電話

給水条例第10条の2第1項に定める構造及び材質を指定する部分の給水装置については、別途申請の構造及び材質を使用しますが、配水管への取付口からメータまでの給水装置の施行及び維持管理について、つぎのとおり誓約します。

## 記

## 1 使用場所

建物所在地	区	丁目	番	号
水栓番号	専用 号	建物名称等		

## 2 使用給水管種 \_\_\_\_\_

## 3 施行

施行については貴市の指示により指定給水装置工事事業者に施工させます。

なお、費用その他必要事項については、貴市の水道事業給水条例、同施行規程、及びその他関係規定等に基づき当方にて負担します。

## 4 維持管理について

給水装置に異常があるときは、速やかに貴市に申し出るとともに、つぎの指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を当方の費用で行わせます。なお、道路部分を掘削する場合は道路掘削許可申請等必要な手続きを指定給水装置工事事業者を通じて貴市にお願いします。

指定給水装置工事事業者名

TEL

—

—

## 5 条例第18条により配水管工事の接合替工事等に際しては、貴市の指定する給水装置の構造及び材質で施行されることを承諾します。

なお、既存の給水管での布設替を希望する場合は、当方の費用で指定給水装置工

事業者に施行させることを誓約します。

6 誓約事項の承継について

給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を届出ると共に、上記内容を承継させます。